

仕 様 書

第1章 概要

1 業務名

地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」の再構築及び運用・保守業務

2 背景及び目的

本市では、地域におけるコミュニティ形成の代表的な組織である町内会や自治会等の地域団体（以下「町内会等」という。）が、地域の様々な情報の発信を行うためのホームページを簡単に開設・運営できるようにするため、地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」を構築し、運用している。また、平成28年度以降は、こむねっとひろしま上に本市と近隣の27市町から構成される広島広域都市圏のページを立ち上げ、地域に身近な情報や町内会への加入促進等の地域課題解決に係る取組等について発信できる「町内会・自治会等情報ポータルサイト」としても本サイトを運用している。

現在、こむねっとひろしまは、オープンソースCMSである「NetCommons（ネットコモンズ）」により構築・運用しているが、前回のシステム更新（平成30年度）から5年が経過し、現行のCMSのバージョンのサポートがすでに終了しておりセキュリティ上の懸念があること、また、現在主流となっているウェブブラウザでの動作が完全でないことから、ホームページの表示に当たって支障が出ている。

本業務は、このような課題を解決するため、現行のこむねっとひろしまにおいて採用しているCMS（NetCommons）のバージョンを最新版に更新する又は現在のCMSと操作性の近いCMSに改めることにより再構築を行うとともに、再構築を行ったシステムの運用・保守を行うものである。

3 用語の定義

本仕様書で用いる用語の定義については、以下のとおりである。

用 語	定 義
こむねっとひろしま	<ul style="list-style-type: none">・本業務の対象となるシステムの名称をいう。・当該システムは、「総合トップページ」、「各地域のホームページ」及び「各市町のホームページ」等により構成されている。・「各地域のホームページ」は地域住民等が、「各市町のホームページ」は該当自治体が、それぞれにおいてコンテンツの作成・更新等を行っている。・現行のサイトは以下を参照のこと。 https://www.com-net2.city.hiroshima.jp/portal/
総合トップページ	<ul style="list-style-type: none">・「こむねっとひろしま」の各地域・各市町への入口となるページ及び関連ページやその他関連コンテンツ等を掲載したページで、関連ページはおおむね10ページ程度から構成される。
各地域のホームページ	<ul style="list-style-type: none">・広島市内の町内会等が作成するホームページであり、令和5年3月末現在において、117団体（未公開団体を含む。）がホームページを開設している。
各市町のホームページ	<ul style="list-style-type: none">・広島広域都市圏の各市町が作成するホームページであり、令和5年3月末現在において、本市を含め21市町がホームページを開設している。
CMS	<ul style="list-style-type: none">・Contents Management System の略であり、ウェブコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などのデジタルコンテンツを統合し、体系的に管理を行うシステムの総称。
NetCommons	<ul style="list-style-type: none">・国立情報学研究所の NetCommons プロジェクトを中心に研究開発された、PHP、MySQL などの上で動作するCMSである。公式サイト https://www.netcommons.org/NetCommons3

第2章 地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」再構築業務

1 履行期間及び運用開始時期

(1) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(2) システムの運用開始時期

令和6年3月1日

ただし、業務の進捗状況によっては、本市担当者と協議の上、システム運用開始時期を前倒しすることも可能とする。

2 履行場所

当該業務の受託者の事業所、広島市市民局市民活動推進課（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）及び本市が指定又は承認する場所

3 業務内容

現在運用を行っているこむねっとひろしまについて、現在運用しているCMS（NetCommons）のバージョンを最新バージョンに更新する又は現在運用しているCMS（NetCommons）と操作性が近いCMSの導入を行うことにより、こむねっとひろしまを再構築する。

また、再構築に伴い、現行のホームページのデータを再構築後のシステムに移行する。

具体的な業務内容は、以下のとおりである。

(1) 「こむねっとひろしま」の再構築

ア ハードウェア要件（サーバ環境等）

再構築に当たって使用するサーバ環境については、以下(ア)～(ウ)のいずれかの構成を想定している。このうち、再構築から運用・保守までの全般を考慮した上で、最適と考える環境を事業者において選定の上、本市に提案すること。

(ア) 本市が庁内LANネットワーク上に構築し稼働している仮想化基盤環境（統合用サーバ）を用いる場合

本市において提供する機器等は、庁内LANネットワーク上で稼働する仮想サーバ（VMware）2台構成（1台はウェブサーバ、もう1台はデータベースサーバ）とすること。

割り当てるCPU及びメモリ等のリソースについては、別途、本市との協議により決定するものとする。なお、現行のシステムは当該環境にて運用しており、スペック等の構成は次のとおりとなっているので、必要に応じて参考にすること。

【ウェブサーバ】

CPU：1コア、メモリ：4GB、ストレージ：450GB、
ネットワークセグメント：DMZ

【データベースサーバ】

CPU：1コア、メモリ：4GB、ストレージ：50GB
ネットワークセグメント：内部

なお、この方法を採用する場合、必要となるネットワークの設定等に係る各種設定内容については、本市及び機器保守業者と協議の上、必要な設定を行うこと。また、令和5年度の庁内LANの更新に伴い、システムのネットワーク等の設定変更を行う必要が生じた場合は、本市担当者と協議の上、変更作業を行うこと。再構築を行うシステムが、情報の取得等のためにクライアントとしてインターネットにアクセスする必要がある場合は、本市が指定するプロキシサーバを経由して通信するよう設定を行うこと。通信先のプロキシサーバのIPアドレス等の情報については、契約締結後に提示すること。

また、この方法を選択する場合、後述する運用・保守業務において、リモートでサーバ等にアクセスして運用・保守作業を行うことはできず、本市の執務室内に設置してあるサーバ管理端末を利用して運用・保守を行う方法に限られることに留意すること。

(イ) 受託者が別途用意するデータセンター等で稼働するサーバを用いる場合

受託者において必要な機器（ウェブサーバ、データベースサーバ等）を調達の上、構築を行うこと。

なお、こむねっとひろしまでは、本市情報セキュリティポリシーで定める重要性分類Ⅰに関する情報（広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条各号に掲げる情報資産）を取り扱っていることから、情報セキュリティに充分留意したサーバ構成とすることとし、その具体的な留意内容について提案すること。

(ウ) クラウド環境で稼働するサーバを用いる場合

受託者において必要なサービス（ウェブサーバ、データベースサーバ等）を契約の上、構築を行うこと。

なお、こむねっとひろしまでは、本市情報セキュリティポリシーで定める重要性分類Ⅰに関する情報（広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条各号に掲げる情報資産）を取り扱っていることから、クラウドサービスの選定に当たっては、ISMAP（政府情報システムのための評価制度）クラウドサービスリストに登録されているものを選定することを要件とする。

(ア)から(ウ)までのいずれの場合においても、その他必要となる機器については、受託者において調達、導入をすること。

イ ソフトウェア要件

3(1)アのハードウェア要件のうち、(ア)による場合は、Windowsサーバ、データベースサーバ及びそれに対応するウイルス対策ソフトは本市から提供可能である。(イ)及び(ウ)による場合は、ウェブサーバ及びデータベースサーバ用OSも含めて調達するとともに、それに適合するウイルス対策ソフトも調達を行うこと。

また、(ア)から(ウ)までのいずれの場合においても、その他必要となるソフトウェアについては、受託者において調達、導入をすること。なお、現在導入しているソフトウェア及び再構築により導入するソフトウェアは「ソフトウェア等一覧」のとおりである。

導入するソフトウェアのバージョンは、原則として導入時において最新のバージョンのものを使用することとするが、互換性、機能面及びセキュリティ面等を総合的に考慮して、最新以外のバージョンを導入する必要がある場合は本市と協議の上、導入を行うバージョンを決定するものとする。システム全体として最適な組合せとなるよう、受託者において検討・提案を行うこと。

また、使用するソフトウェアは、原則としてソフトウェアの開発元からのサポートが受けられるものとする。新システム利用開始後にOSを含むソフトウェアの修正プログラムが配布された場合は、製造元からリリースを確認後、できるだけ速やかに動作検証を行い、本市と協議の上、適用作業を行うこと。

ウ CMSの選定要件

最新版のNetCommons（令和5年3月現在でNetCommons 3系）又はNetCommonsと操作性が近いCMSを使用して、現行系と同様のサイトを構築すること。なお、NetCommons 3を使用する場合は、NetCommons 公式サイトにおいて配信されている修正プログラムをすべて適用すること。

現行システムで利用している機能（モジュール）について、できる限り実装すること。また、NetCommons3 又はNetCommons に操作性が近いCMSの導入により、新たに利用が可能となる機能がある場合は、概要設計時に新機能導入に係る影響等を調査し、その内容を事前に本市に説明した上で当該機能を実装すること。

なお、現在利用している機能は「現行機能（モジュール）一覧」のとおりである。

エ セキュリティ要件

3(1)ア(ア)の方法以外で再構築を行う場合は、ウェブサーバ及びデータベースサーバ等への不正なアクセスを防止するため、ファイアウォールを設置すること。設定内容は契約締結後に本市と協議の上、決定することとするが、不正アクセス等の防止の観点で有効と考えられる設定内容について、提案すること。

また、CMSに対する不正なコードの実行を防止する上で有効なWAF（Web Application Firewall）の設置を行うこと。なお、WAFについては、本市が契約する自

自治体セキュリティクラウドを用いることを想定しており、この場合、契約締結後に必要な設定情報及び方法等について本市から指示する。自治体セキュリティクラウドのWAFを活用せず、自ら構築することも可とする。

不正プログラム対策として、以下の対策を講じること。

- ・ コンピュータウイルス、マルウェアなどの不正プログラムによる情報の改ざん、毀損、漏えい等を防止するため、機密性・完全性・可用性の3要素に留意の上、サーバ機器等に適切な不正プログラム対策ソフトを導入し、感染の予防及び検出・駆除を行うこと。
- ・ ウイルス定義ファイルを最新の状態に保つよう1日に1回以上更新を行うこと。
- ・ 不正プログラム対策ソフトにおいて、リアルタイムスキャンを有効にすること。
- ・ 導入を行うソフトウェアは事前に本市の承認を得ることとし、ソフトウェア台帳（ソフトウェア名及びそのバージョン情報等を含む。）を整備し成果物として納品すること。また、再構築を行うシステムの動作に必要なないソフトウェアは導入しないこと。
- ・ 通信の暗号化のため、SSL証明書を導入すること。なお、常時SSL化すること。
- ・ 独立行政法人情報処理推進機構が公表している「安全なウェブサイトの作り方（改訂第7版）」に例示されている脆弱性を含むことがないように構築すること。また、新たに脅威が識別された場合には問題の解消を速やかに行うこと。
- ・ 再構築したウェブサイトについて、本番リリース前に脆弱性診断を1回実施し、脆弱性が識別された場合には改善を図ること。なお、改善の実施に当たっては、識別された脆弱性に対して対応の優先度付けを行う等の検討・判断が必要であることから、本市と協議の上、決定すること。
- ・ CMSにログインするパスワードは暗号化して記録すること。
- ・ CMSの管理者パスワードは、本市と協議の上、類推が困難な複雑性のある文字列を設定すること。
- ・ 不要なサービスやアカウントは無効設定を行うこと。

ソフトウェア等一覧

区分	品名（型名等） ※[]内は現行のシステム構成を示す。	備考
OS	再構築に当たり導入するCMSが動作するもの [Red Hat Enterprise Linux 7.7]	それぞれのバージョン等については、「こむねっとひろしま」が適正に動作するよう、本市担当者と事前に協議の上、導入ソフトのバージョンを決定すること。
ウェブサーバ	CMSが動作するもの [Apache 2.4.54]	
PHP	CMSが動作するもの [PHP 5.6.33]	
データベースサーバ	CMSが動作するもの [MySQL 5.7.39]	
メール転送ソフト	CMSが動作するもの [Postfix 2.1.0.1]	
ウイルス対策ソフト	導入するウイルス対策ソフト及びそのバージョンについては、本市担当者と協議の上、決定すること。 [トレンドマイクロ社 Trend Micro Deep Security Agent 及びTrend Micro Server Protect]	必要なライセンスを準備すること。
アクセス解析ソフト	導入するアクセス解析ソフトは、本市担当者と協議の上、決定すること。 [Google Analytics]	各地域のホームページの利用状況を把握するためのものであり、必要なログ収集、設定等については本市担当者

		と事前に協議して決定すること。
CMS	NetCommons3 又は NetCommons に操作性に近いもの [NetCommons 2.4.2.1]	バージョンは、契約時における最新のものを導入すること。
SSL証明書	導入するSSL証明書は、本市担当者と協議の上決定し、継続すること。 [セコムパスポート for Web SR3.0]	必要に応じて、更新に当たり必要となる手続き等を本市担当者及び現行システム導入業者と協議すること。

オ その他留意事項

本ホームページは、原則として24時間365日稼働させるものであることに留意の上、最適な環境で稼働できるよう受託者において検討を行い、本市に提案すること。

誤操作等により重要なデータが消去されることのないよう、必要な措置を講じること。

業務データ、プログラム、設定情報等の新システムを復旧するために必要なデータのバックアップは、受託者が行うこと。

障害時に遅滞なく復旧する方法やそのためのバックアップの仕組みや方法について、本市と協議して決定すること。

障害時には、受託者がリストア及びリカバリに係る作業を行うこと。

現行機能（モジュール）一覧

モジュール	説明
ログイン	ログイン、ログアウトをするためのモジュール
メニュー	ページ・カテゴリの編集や、メニューを表示するためのモジュール
お知らせ	Webページの一定の枠の中に文章や図などを配置してコンテンツとして公開するためのモジュール
グーグル地図	地図を表示するためのモジュール
掲示板	情報を交換したり議論したりするためのモジュール
アンケート	アンケートを実施するためのモジュール
カレンダー	グループ間で予定を共有したり、ユーザー個人が予定を管理したりするためのモジュール
フォトアルバム	アルバムを公開したり、作成したアルバムを使ってスライドショーを表示したりするためのモジュール
新着情報	サイト全体に関する情報やユーザーが参加しているグループの情報を集約してひとつの画面に表示するためのモジュール
RSS	RSSを取得して表示するモジュール
検索	NetCommonsの内部でやりとりされた情報について、キーワードを使って検索できるモジュール
カウンタ	サイトにどれだけのアクセスがあったかを示すためのモジュール
リンクリスト	リンクリストを作成するためのモジュール
汎用データベース	入力情報をカスタマイズできるデータベースモジュール
iFrame	Webページの中に別のWebページを表示するためのモジュール

動画配信	動画を管理したり、再生したりするためのモジュール
キャビネット	グループ内でファイルを共有するためのモジュール
施設予約	カレンダーと連動して施設や会議室を予約するためのモジュール
登録フォーム	ユーザーから情報を収集するモジュール
小テスト	オンラインでテストを課し、自動採点するモジュール
日誌	日々の日誌や連絡事項、広報用の Weblog（ブログ）などを配信するためのモジュール
T o D o	やるべきタスクの一覧を表示するためのモジュール

カ こむねっとひろしまのページ構成

現行の「こむねっとひろしま」は、下図のとおり、各地域及び各市町のホームページへの入口及びその他の関連コンテンツへの入口となる「総合トップページ」（関連ページを含む）並びに「各地域・各市町のホームページ」で構成されている。また、ホームページ作成の練習環境として「学習用デモサイト」を設けている。詳しくは、現行のホームページ（<https://www.com-net2.city.hiroshima.jp/portal/>）を参照のこと。

再構築後においても、同様の構成とするが、変更等の必要がある場合は、本市担当者との協議の上、決定すること。

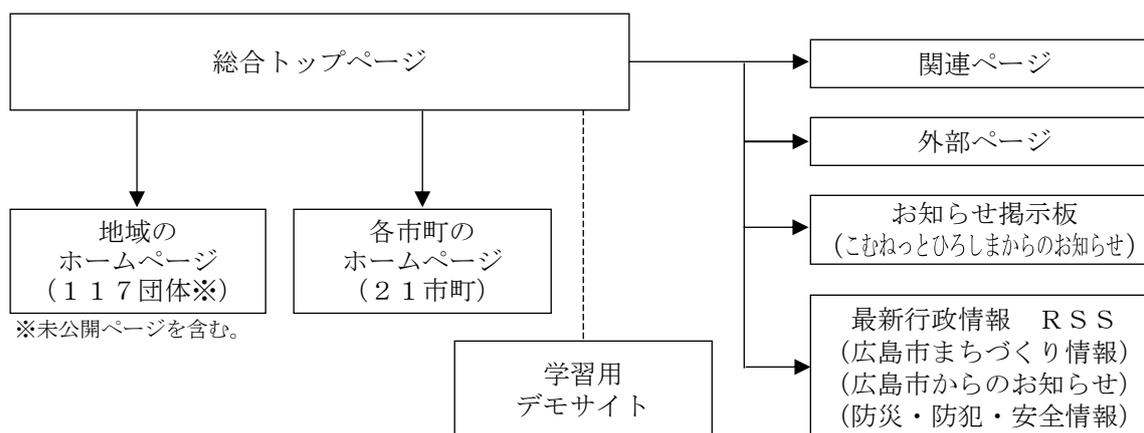


図 「こむねっとひろしま」のページ構成

キ 総合トップページのリニューアル

総合トップページ及び関連ページをリニューアルすること。

デザインの作成及びページレイアウトの構成等については、受託者から複数の案を提示することとし、本市と協議の上、決定すること。

デザインの作成等に当たっては、サイト全体が、誰でも利用・操作しやすく、なじみやすい内容となるように、色、デザインに統一性を持たせるとともに、アクセシビリティにも配慮したものとするよう努めること。

総合トップページの主な掲載項目は、地域ポータルサイトの紹介、各地域及び各市町のホームページへの入口、お知らせ掲示板（こむねっとひろしまからのお知らせ）及び広島市ホームページのRSS配信による最新行政情報とする他、掲載項目の追加等について、本市担当者との協議の上、決定すること。

PC、スマートフォンなど、アクセスした媒体に応じて自動的に最適な画面レイアウトで表示されるようにすること。

ク 各地域及び各市町のホームページの作成

各地域及び各市町のホームページは、現行のホームページの内容・構成に合わせて、一般公開用ページ、会員専用ページ、行政情報ページの作成等を行うとともに、必要なRS

Sの設定等を行うこと。なお、令和5年3月末日時点の地域数は117団体（未公開のものを含む。）であるが、新規ホームページ開設や廃止等により増減する可能性がある。

各ホームページの構成及び管理権限は、現行の「こむねっとひろしま」と同一のものとするが、変更等の必要がある場合は、本市担当者と協議の上、決定すること。（各地域のホームページの構成例及び管理権限は下表のとおり。各市町のホームページもこれに準ずるが、基本的には一般公開用ページのみ作成している。）

また、WYSIWYGエディタでアップロード時に自動的に画像のサイズを変更できること。

なお、各地域のホームページは、地域からの希望により、随時新たに開設されていくものであり、新地域の開設設定等を含め、日々の運用管理を職員が行うことを想定し、適宜管理ツール等を導入し、簡易な運用が行えるよう考慮したシステム構築を行うこと。

各地域のホームページの構成（例）

区 分	機 能
一般公開用ページ	<ul style="list-style-type: none"> 地域のトップページ わがまち(町内会)について（地域の紹介） まちのお知らせ（掲示板） 地図（Google マップ等を用いた地図の表示等） まちのカレンダー（地域の行事等を登録） まちのアルバム
会員専用ページ （登録会員のみ閲覧可能）	<ul style="list-style-type: none"> まちの会議室（あるテーマに対し意見交換を行う、電子会議室） アンケート（質問及び質問に対する回答の選択肢を登録、回答後の集計） キーワード検索機能
行政情報 緊急情報 （いずれも一般公開）	<ul style="list-style-type: none"> 広島市ホームページに掲載されたお知らせなどをRSSリーダー等を利用して、総合トップページ及び各地域のホームページにおいて行政情報が取得できるようにすること。

各地域のホームページの管理権限

区分	管理権限	権限の内容
広島市	広島市管理者	本市が保有する権限であり、「こむねっとひろしま」の最高権限を持ったアカウントとし、地域ごとのすべての設定情報を操作できる権限である。
地域内利用者 （各地域の利用者）	登録責任者（副責任者を含む） （地域の管理者）	各地域のホームページの管理者であり、自地区のコンテンツ作成、更新等の権限である。
	一般会員 （地域の登録会員）	各地域のホームページ会員であり、自地区の会員専用ページの閲覧権限である。
一般利用者	ゲスト （一般の利用者）	一般のインターネット利用者で各地域の一般公開ページの閲覧が可能である。

ケ 学習用デモサイトの作成

各地域の利用者がホームページ作成の練習を行うための学習用デモサイトを作成すること。現行と同様に25サイトを設けることとし、それぞれに仮のID・パスワードを設定し、ID・パスワードの一覧を本市に提供すること。

なお、学習用デモサイトの構成は次のとおりである。

学習用デモサイトの構成

区分	機能
パブリックスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホーム ・ わがまち(町内会)について (地域の紹介) ・ まちのお知らせ (掲示板) ・ 地図 (Google マップ等を用いた地図の表示等) ・ まちのカレンダー (地域の行事等を登録) ・ まちのアルバム
グループスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会員ホーム ・ 登録責任者ホーム

コ その他

(ア) 現行システムからの切り替え及びシステムの停止等

現行のシステムから再構築したシステムへの切り替えを行うこと。新システムへの公開URLは現行のURLを引き継いで利用すること。切り替えに当たっては、円滑な切り替え方法等を本市担当者及び既存システム導入及び機器保守業者と協議の上、適宜連携しながら行うこと。

また、構築・移行作業等の実施に際して、現行のシステムを停止する場合においては、事前に本市担当者として協議し、了承を得た上で停止すること。なお、停止にあたっては必要最小限の期間にとどめるよう努めることとし、作業を効率的に行うこと。

(イ) 保守点検補助のツール作成

本市職員が簡易に保守点検等を行えるよう、以下のものを再構築を行うシステムに組み込むこと。

a アクセスログ

地域のホームページの利用状況（アクセス状況）を把握するため、アクセスログを地域ごとに月単位で取得できるよう設定を行うこと。

b データ管理（登録会員情報）

地域内利用者（登録責任者、一般会員）のデータの管理に当たっては、本市と協議の上で必要最小限の者に管理者権限（広島市管理者）を付与し、外部からのセキュリティ脅威に十分配慮した設定を行うこと。

また、本市職員が容易に管理を行えるよう、必要に応じデータ管理ツール等の導入設定等を行うとともに、操作方法について説明を行うこと。

(2) データ移行

現行の「こむねっとひろしま」において保有しているコンテンツ、ユーザ登録情報等のデータを、再構築後のシステムに移行する。

ア 移行対象データ

現行の「こむねっとひろしま」によって作成したホームページ（未公開のホームページも移行の対象とするが、学習用サイトで作成しているページは移行の対象外とする。）のすべての内容について、データ移行後においても同一性を保ち閲覧を可能とするために必要となる全てのデータを移行の対象とすること。なお、CMSの変更により同一性を保つことができない場合は、本市担当者として協議の上、了承を得ること。

また、管理・保守用のID・パスワードや各地域・各市町の登録責任者、会員登録情報等も全て移行の対象とすること。

なお、移行の対象となるデータの総容量は、200GB程度である。

イ 移行方法

移行時に発生するデータ消失及び不整合等のリスクを回避するため、移行リハーサルを2回以上行い、本番の移行を行うこと。

移行作業に当たっては、移行リハーサル計画書、移行計画書、移行仕様書、移行結果報告書を作成し、適切なスケジュールで移行を行うこととし、効率的かつ効果的な移行方法について提案すること。

各地域のホームページ及び各市町のホームページに関するデータ移行は、現行のホームページの内容・区分に沿って行うこと。特に、各地域のホームページに係るデータ移行については、「一般公開用」、「会員専用」等の区分に留意して、適切に移行を行うこと。

本データ移行作業に当たっては、受託者における作業を基本とし、本市、各市町及び各町内会等においてデータ登録作業が発生しないようにすること。なお、やむを得ず作業が発生する場合は、本市に事前に相談すること。

現行システムが保有するデータの抽出条件及び移行スケジュール等については、本市担当者、既存システム導入業者及び機器保守業者等と協議の上決定すること。

移行に必要な機器等は受託者において準備すること。

データ移行は、移行を行う全てのページにおいて、アクセシビリティ・ユーザビリティに関する問題点等を改善して移行すること。移行については、各地域の管理者及び本市担当者に協議確認の上、受託者にて適宜修正対応を実施すること。

ウ データ移行後の確認

全ての対象データが適切に移行されたことの確認は、受託者が責任を持って行うこと。

また、移行後のホームページを、リリース前に、各地域及び各市町の責任者等が確認することが可能となるよう、受託者において確認用のサイトを用意すること。

(3) マニュアル等作成

ア 作成するマニュアル等

本業務において作成するマニュアル等は以下の(ア)から(カ)のとおりとする。

(ア)から(カ)については、現行の本市マニュアルをベースにして作成することを可とするが、変更点等は全て各マニュアル本文に適切に反映させること。(現行マニュアルの変更箇所のみを抜粋したマニュアルの作成をもって、(ア)から(カ)のマニュアル作成を省略することは不可とする。)

(ア) システム運用管理マニュアル(機器等の保守・運用、障害時対応を含む)

「こむねっとひろしま」の全体構成などの基本設計書を含み、また本市職員が地域のホームページを新規開設する際の作業手順をはじめ、機器等の保守・運用に関すること、障害時の対応に関することなど、システムの運用を円滑に行うために必要となる内容を記載するもの。

(イ) 操作手順書

「こむねっとひろしま」のシステムを利用した地域のホームページ操作方法について、以下の利用対象者別に必要な事柄を説明するもの。

当該操作手順書は、利用者にとってわかりやすい内容となるよう、システムの実際の画面等を参照するとともに、専門用語をなるべく使用しない平易な記述とすること。

a 地域のホームページ管理者向け

b 地域のホームページ登録者向け(コンテンツ投稿等を含む)

(ウ) かんたんマニュアル

操作手順書の簡易版として、利用者にとってよりわかりやすい内容となるよう、システムの実際の画面等を参照するとともに、専門用語をなるべく使用しない平易な記述とすること。

(エ) ホームページ作成マニュアル

ホームページを作成する際に一般的に必要な知識、注意すべき事柄を説明するもの。以下の内容を参考にして作成すること。

a ファイル構成、ハイパーリンクなど、ホームページの基本的な仕組みの説明

b リンクルールなどホームページの基本的なマナーについての説明

c 主要なHTMLタグとその役割、使い方に関する説明

(CMSにHTMLエディタ機能がある場合のみ)

(オ) 保守点検マニュアル

新システムの運用開始後に保守点検を実施する際の点検項目、作業内容、作業手順等を記載するもの。

(カ) 変更点説明書

今回の再構築によって、現行システムから変更した事項及び新たに追加された機能等を説明するもの。

イ マニュアル作成に当たっての留意事項等

- ・ 業務処理及び研修教材に十分利用できるものとし、操作手順を明確に記述すること。
- ・ システム管理やホームページの作成、運用に初めて関わる職員、市民が容易に理解できるように、分かりやすい記述にすること。
- ・ 説明に係るシステムの操作画面、生成されるページのイメージなど、説明の内容を補足する画像をできるだけ多く掲載すること。
- ・ 各マニュアル等の内容については、本市の承認が得られるまで、受託者において修正対応を行うこと。

(4) システム操作説明

本市担当職員等を対象に、当該業務において構築したシステムの機能説明、操作方法及びコンテンツの作成方法等の操作説明を実施すること。

再構築した「こむねっとひろしま」の機能や運用に関する事項、及び NetCommons もしくは NetCommons に操作性に近いものへの更新内容等について、本市職員を対象とした操作説明等を実施すること。実施回数及び実施場所は下記のとおりとすること。また、日程等については、本市担当者が受託者と協議の上、別途指示する。

【実施内容】

場 所：広島市役所本庁舎（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）

回 数：1回

内 容：システム運用全般に関する知識の習得

NetCommons 又は NetCommons に操作性に近いCMSへの更新に伴う追加機能等の説明

対象者数：3人程度

※ 説明は、職員用パソコンを使用しながら操作説明を実施すること。

- ・ 職員用のパソコン及びそれに接続するインターネット接続環境は本市で用意することとし、説明者用パソコン及びそれに接続するインターネット接続環境は受託者において用意すること。
- ・ 説明用資料として、本仕様書で作成・納品するよう定めている各種マニュアルを活用すること。そのほか説明を補足するために必要な教材や資料を提供すること。説明で使用する資料等については、受託者の費用負担において準備すること。

4 システム再構築等の実施方法

前記3の(1)及び(2)の各業務については、次の手順に基づき実施すること。

(1) 委託業務実施計画書の作成

受託者は契約締結後、速やかに委託業務実施計画書（本市を含めた本業務の実施体制及びWBS（プロジェクト全体を細かい作業に分割した作業項目の構成表のことをいう。）を含む。）を本市に提出し、その承認を得ること。

(2) 設計書の作成

受託者は、本仕様書に記載の内容の詳細事項を正確に把握し、本市担当職員との協議に基づき、再構築に当たっての要求事項を定めること。

また、事務分析を行い、システムの機能範囲を特定し、機能、入力処理及びその他必要な事項について決定するとともに、プログラムの動作、構築及び運用方法、移行方法等に関する設計書を作成すること。

(3) 構築

設計書に基づき、サーバ及びネットワーク環境の構築を行った上でCMSをはじめとするソフトウェア群を導入し、前記3(1)に掲げる作業を行うことにより、こむねっとを再構築すること。

(4) テスト

システムとして求められる機能が正しく動作するかどうかをテストすること。

ア テスト環境の整備

テストデータ、テスト計画書及びテスト仕様書を作成するとともに、テストが円滑に実施できるよう環境を整備すること。

イ テストの実施

プログラム及びシステム関連テストを実施し、システムの機能・性能等が要求を満たしていることを確認するとともに、システム全体としての整合性を検証すること。

さらに、システム全体を通して、効率的かつ安全に運用できるよう動作確認および調整を行うこと。

ウ 動作確認

パソコン及びスマートフォンでの動作確認を行い、動作不良等の不具合がある場合は本システムの範囲内で対処すること。動作確認等に必要な機器については、すべて受託者において用意すること。

動作確認を行う環境については、次のとおりとする。

検証用OS	ブラウザ
Windows11、Windows10	Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome
MacOS、iOS、Android	Mozilla Firefox、Google Chrome 及び Safari

ブラウザのバージョンは、各OSで利用可能な最新バージョンを用いること。

選定機種は、概ね直近1年以内に発売された機種を選定すること。

動作確認は、各ページの閲覧、画像のアップロード及びお知らせのメール配信を含めたホームページの更新の可否等について確認を行い、それぞれの環境とその結果について一覧に整理し報告を行うこと。

また、再構築作業に当たり、その他にも確認可能な事項等があった場合は、本市に情報提供を行うこと。

エ テスト結果の評価・分析

テスト結果の内容を確認し、検出されたエラーや改善要求について、その対処方法を検討・分析すること。

オ システムの設計書等およびプログラムの修正

エラーや改善要求に対処するため、システムの設計書等およびプログラムを修正すること。

(5) データ移行（詳細は3(2)のとおり）

(6) ユーザーテスト

本市が再構築後のシステムを実際に利用して、概要設計で定めた仕様が実現されているか、操作上の問題がないかを確認するため、ユーザーテストを実施すること。

受託者は、ユーザーテストを実施するためのテスト環境を提供するとともに、有効なテスト方法についても提案すること。

また、すべてのテスト結果について、テスト結果報告書を作成し、本市の承認を受けたのち、本番リリースを行うこと。

5 成果物

(1) 成果物の定義

本業務における成果物は、システム一式のほか、次に掲げるものとする。

成果物の作成に当たっては、作成途中の原稿等を、随時提出するなど、本市と協議をしながら受託者の責任において行うこと。

また、各成果物は、受託者が構成管理を行うこと。

なお、本市が承諾した場合に限り、成果物を統合又は分割することを可とする。

ア 「設計・構築」における成果物

工程	成果物
設計	設計書
構築	プログラム、運用ツール、移行ツール
	導入を行ったソフトウェアの一覧
	テスト仕様書・結果報告書
テスト	テスト計画書・仕様書・結果報告書

イ 「データ移行」における成果物

工程	成果物
データ移行	移行リハーサル計画書
	移行計画書・仕様書・結果報告書

ウ 「マニュアル等作成」における成果物

業務	成果物
マニュアル等作成業務	システム運用管理マニュアル
	操作手順書
	かんたんマニュアル
	ホームページ作成マニュアル
	保守点検マニュアル
	変更点説明書

エ 「システム操作説明」における成果物

業務	成果物
システム操作説明業務	説明用資料

オ 「プロジェクト管理」における成果物

業務	成果物
プロジェクト管理	委託業務実施計画書
	議事録
	委託業務実施報告書

(2) 納品形態

各成果物（ドキュメント）の納品形態は、次のとおりとする。

ア 「マニュアル等作成」及び「システム操作説明」の成果物

- ・ 電子媒体（CD-R）1セットと紙媒体1セット（A4版、カラー印刷）を納品すること。
- ・ 電子データは、Microsoft社のWord形式もしくはPDF形式（PDFファイル内の文字検索が可能なもの）を作成し、提出すること。

イ 上記以外の成果物

- ・ 電子媒体（CD-R）1セットと紙媒体1セットを納品すること。
ただし、紙での提供が困難なもの等については、本市と受託者が協議の上、納品形態を決定すること。
- ・ 電子データは、Microsoft社のWord、Excel、PowerPointのいずれかの形式又はPDF形式（PDFファイル内の文字検索が可能なもの）を提出すること。
- ・ 用紙サイズは原則としてA4とするが、必要に応じてA3の使用も可とする。ただし、A3を使用する場合は、見開きしやすいようA4と同じ大きさに折りたたむこと。

6 業務遂行上の留意点

(1) 業務の執行体制等

受託者は、業務の対象範囲及び作業期間等を考慮して、業務が適正かつ円滑に行える体制・要員を確保すること。また、受託者は、作業の進捗状況及び本市の要請により必要に応じて適宜、体制・要員の見直しを行うこと。

(2) 進捗状況の管理・報告

受託者は、適切に本業務の進捗状況を管理し、本市の要請に応じて、定期又は随時に作業進捗状況を報告すること。

(3) 費用負担

受託者は、本業務の実施に際して必要となる機器（本仕様により本市が提供することとしたものは除く。）及びソフトウェア等の調達・導入に関する作業等を行い、これらに要する費用は受託者において負担すること。

(4) 作業内容の変更

受託者は、業務の実施に当たって、本市が指示した作業内容の変更の必要が生じた場合には、あらかじめ本市の承認を得ること。

(5) 情報セキュリティ対策

業務の実施に当たっては、広島市情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守すること。

成果物の作成に当たっては、コンピュータウイルス対策など十分なセキュリティ対策が施された環境で行うこと。

業務の従事者が本市の施設内で業務を実施する時は、名前札や身分証明書を着用させること。

本市は、受託者に対し、本市の情報の保護管理に関する実施状況を調査し、又は報告を求めることができるものとする。

(6) 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施に際し、事故が発生したときは、直ちに本市に連絡し、事故復旧のための処理について本市と協議すること。

(7) 協議

本仕様書に定めのない事項、業務の詳細な事項及び業務の進め方等について疑義が生じた場合は、本市・受託者いずれかの要請に応じて速やかに協議し、業務の完成精度・作業進捗に支障のないように実施すること。その際に必要となる協議資料・議事録については、原則として受託者が準備するとともに、協議後においては速やかに受託者が議事録を作成し、本市に提出すること。

また、受託者は、業務の実施に当たり、地域コミュニティの活性化に寄与し得る事項等がある場合は提案することとし、本市と協議した上で、実施可能なものについて、本業務内で対応すること。

7 その他

契約不適合責任等に関しては、令和7年3月31日までを契約不適合責任期間とし、導入したシステムにバグやセキュリティホール、その他の不具合等が見つかった場合は、直ちに本市に報告するとともに、対応方法等について本市担当者と協議の上、本委託業務の範囲内で改善に努めること。また、障害等の発生時には、障害内容の切り分けを行い、機器保守業者等関係者と連携して適切に対応すること。

第3章 地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」運用・保守業務

1 履行期間

令和6年3月1日から令和11年3月31日まで

2 履行場所

当該業務の受託者の事業所、広島市市民局市民活動推進課（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）及び本市が指定又は承認する場所

3 業務内容

再構築を行った「こむねっとひろしま」について、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、情報セキュリティ等に関する運用・保守を行うとともに、利用者の支援に係るサービス提供を行う。なお、履行期間中に新設される団体のページについても、50団体程度までは本業務において同様に対応すること。

具体的な業務内容は、以下のとおりである。

(1) システム運用業務

受託者は、再構築を行った「こむねっとひろしま」を安定的に運用する上で必要な以下の作業を行うこと。

ア システムの安定的な稼働

本ホームページは、原則として24時間365日稼働させるものであることに留意の上、別途本市と協議の上SLAを定め、計画外のシステム停止がないよう運用を行うこと。

安定的な稼働に向けて有効と考える方法を提案すること。

イ 利用者からの問合せ対応

受託者は、本市職員及び利用者からシステムの操作についての問合せを受け付け、その対処方法を回答すること。

月に1回の頻度で問合せのあった項目とその対応方法を整理し、本市が別途定める様式により報告を行うこと。

また、問合せの多い内容は必要に応じてシステムの操作手順書にも反映させるなど、横断的な対応を行うこと。

問合せの受付期間、対応時間及び対応手段は以下のとおりとすること。

(ア) 問合せの受付期間

令和6年3月1日から令和11年3月31日まで

(イ) 対応時間

原則として、土・日・祝日及び年末年始等を除く、平日の午前9時00分から午後5時30分まで

お盆休み等により受託者において対応できない期間がある場合は、あらかじめ別途本市と協議の上、利用者等への周知を行うなどの対応を行うこと。

(ウ) 対応手段

電話、ファクシミリ、電子メール、問合せフォーム

ウ セキュリティの確保

次のとおり不正アクセスの監視等の対策を講じ、安全策を維持すること。

- ・ ファイアウォールやWAF等の機能による適切なアクセス制御を行い、システムへの不要な通信等の遮断を行うこと。
- ・ アクセス状況等の監視ソフトを導入し、システムの状況等を監視し、不正アクセスやページの改ざん、不審なプログラムの動作等、システムの正常な運用を妨げる恐れのある事象を検知可能な環境を構築すること。
- ・ 前述の監視により不正アクセス等が検知された場合には、状況を分析し、速やかに本市へ報告するとともに、インシデントの状況に応じて、システム機能の制限及びホームページの一時公開停止等必要な対応を行うこと。
- ・ ウイルス対策ソフトのパターンファイルの更新が自動的に行われるように設定を行い、常に最新のパターンファイルによりリアルタイムスキャンが行えるようにすること。

- 不正アクセス及びシステム障害等の原因解明のために必要となるログの証跡を次のとおり記録するものとし、必要に応じて解析を行うこと。
 - 操作履歴（アクセスログ、操作ログ）を1年以上記録すること。
 - ログは年月日と時刻情報のほか、システム操作者、業務、機能、対象利用者ID毎に抽出可能なものとし、テキスト形式で出力できるものとする。
 - 導入を行った各サーバ機器等の間で時刻同期をとり、ログ分析が有効に機能するようにすること。
 - 取得したログに対しては、暗号化やバックアップを取得するなどし、改ざんやログファイルの喪失を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - 不正アクセス及び情報の改ざん等の情報セキュリティインシデントの発生が疑われる場合には、速やかに本市に報告するとともに、本市の求めに応じて受託者がアクセスログの解析及び分析を行うこと。
- 独立行政法人情報処理推進機構が公表している「安全なウェブサイトの作り方（改訂第7版）」に例示されている脆弱性を含むことがないように運用保守を行うこと。また、新たに脅威が識別された場合には問題の解消を速やかに行うこと。
- 再構築後の運用・保守段階においては、再構築時に導入を行ったOS及びCMS等のソフトウェア群のバージョンアップを行った場合等、システムの構成が変更となるタイミングを捉えて、本市と協議の上、必要に応じて脆弱性診断を実施すること。なお、この診断の結果、脆弱性が識別された場合には、識別された脆弱性に対して対応の優先度付けを行う等の検討・判断が必要であることから、本市と協議の上、改善方針について決定すること。

エ コンテンツの費用負担

やむを得ず本システムにおいて利用するコンテンツのうち、契約形態の変更等により、追加の費用の負担が必要となる場合は、そのことが判明した時点で速やかに本市にその旨を報告し、対応について協議を行うこと。

その他、コンテンツの利用に当たり、クレジットカード情報の登録が必要となった場合（原則、費用負担を伴わない場合に限る。）は、受託者においてクレジットカードを用意すること。

(2) システム保守業務

ア ソフトウェア管理等

受託者は、「こむねつとひろしま」の定期保守作業を年2回実施する。定期保守作業の主な実施項目は、以下のとおりとし、実施した作業内容は、別途本市に報告すること。なお、業務で使用するソフトウェアは、パッチやバージョンアップなどの開発元のサポートが終了したソフトウェアを原則使用しないこと。

- ディスク使用量の確認
- OSの状態の確認
- ウイルス対策ソフトのパターンファイルの適用状況の確認
- OS、ミドルウェア等についてバージョンアップ情報、セキュリティパッチ情報の収集
- バージョンアップ及びパッチ適用の必要性の検証
- 脆弱性修正プログラムの適用

イ バックアップファイルの取得及び復元

受託者は、システム内のデータ喪失等が生じないよう、定期的にデータベースのバックアップを行うこと。バックアップの方法やバックアップデータからのシステム復旧方法等を設計・構築し、効率的な運用を実現すること。

データのバックアップは、原則として日次で取得するものとし、バックアップ処理を行う時間帯はホームページへのアクセスが少ない夜間に行うこと。

また、バックアップデータは、サーバとは別の領域へ保持することとし、その世代管理及び保管期間等については、受託者において最適な方法を本市に提案するとともに、本市と協議の上、決定すること。

データの消失等に伴い、データを復旧する必要がある際には、バックアップファイルから必要なデータの復元を行うこと。データの復元は、本市職員の指示により、適宜対応

すること。なお、現行の運用では、誤操作等によるデータ喪失に伴い、バックアップファイルからのデータ復旧を月1回程度行っている。

ウ システム障害対応

受託者は、システムに障害が発生した場合、障害検知から迅速に原因究明・復旧作業に着手すること。障害等の発生時には、ハードウェア及びソフトウェアの障害の切り分けを行い、機器保守業者と連携して対応すること。

なお、復旧については障害検知から早急に行うこと。報告の内容、原因、影響、対応策について、障害対応記録として管理するとともに、逐次判明している内容について報告書を作成し、本市に提出すること。

(3) その他の実施事項

受託者は、前記3の(1)及び(2)の各業務を確実に実施するに当たり、これらに付随する次の業務を行うこと。

ア 委託業務実施計画書の作成

受託者は、契約締結後に本市と協議して、年度ごとに業務の実実施計画、実施体制（本市、受託者それぞれの業務担当責任者及び業務担当者について、その氏名、役割、役職及び連絡先を明記したもの）及び作業場所等を記載した委託業務実施計画書を提出すること。これを変更する場合も同様とする。また、業務担当責任者を変更する場合は、速やかに本市と協議して変更後の委託業務実施計画書を提出し、本市の承認を受けること。

イ 運用・保守状況の報告等

受託者は、原則として毎月1回、運用・保守状況を報告書にまとめて本市に提出すること。報告事項は契約締結後、本市と協議の上、別途定めること。

なお、セキュリティインシデントが発生した場合等、本市又は受託者が特に必要と認める場合は、適時、会議を実施すること。この場合、会議で用いる資料等は受託者において準備すること。会議はオンラインでの開催も可とするが、円滑な協議を行う上で本市が対面での協議を行うことが必要と認める場合は、その要請に対応すること。

ウ 委託業務実施報告書の作成

受託者は、本仕様書に定める必要な業務を実施した場合は、年度ごとに速やかに実施日、実施内容、作業責任者を記載した委託業務実施報告書を作成し、これを本市に提出し、承認を受けること。

エ マニュアル等の更新

受託者は、運用・保守業務を実施する上で構成変更を行った場合や、問合せが多い内容について、当初のマニュアルを適宜改訂すること。

受託者が、本業務において更新するマニュアル等は以下の(ア)から(オ)のとおりとし、変更点等がある場合はそのすべてを各マニュアル本文に適切に反映させること。

(ア) システム運用管理マニュアル（機器等の保守・運用、障害時対応を含む）

「こむねっとひろしま」で本市職員が地域のホームページを新規開設する際の作業手順をはじめ、機器等の保守・運用に関すること、障害時の対応に関することなど、システムの運用を円滑に行うために必要となる内容を記載するもの。

(イ) 操作手順書

「こむねっとひろしま」を利用した地域のホームページ操作方法について、以下の対象者別に必要な事柄を説明するもの。当該操作手順書は、利用者にとってわかりやすい内容となるよう、システムの実際の画面等を参照するとともに、専門用語をなるべく使用しない平易な記述とすること。

a 地域のホームページ管理者向け

b 地域のホームページ登録者向け（コンテンツ投稿等を含む）

(ウ) かんたんマニュアル

操作手順書の簡易版として、利用者にとってよりわかりやすい内容となるよう、システムの実際の画面等を参照するとともに、専門用語をなるべく使用しない平易な記述とすること。

(エ) ホームページ作成マニュアル

ホームページを作成する際に一般的に必要な知識、注意すべき事柄を説明するもの。以下の内容を参考にして作成すること。

- a ファイル構成、ハイパーリンクなどホームページの基本的な仕組みの説明
- b リンクルールなどホームページの基本的なマナーについての説明
- c 主要なHTMLタグとその役割、使い方に関する説明
(CMSにHTMLエディタ機能がある場合のみ)

(オ) 保守点検マニュアル

保守点検を実施する際の点検項目、作業内容、作業手順等を記載するもの。

なお、マニュアル更新に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 業務処理及び研修教材に十分利用できるものとし、操作手順を明確に記述すること。
- ・ システム管理やホームページの作成、運用に初めて関わる職員、市民が容易に理解できるよう、分かりやすい記述にすること。
- ・ 説明に関係するシステムの操作画面、生成されるページのイメージなど、説明の内容を補足する画像をできるだけ多く掲載すること。
- ・ 各マニュアル等の内容については、本市の承認が得られるまで、受託者において修正対応を行うこと。

オ テスト環境の構築

受託者は、脆弱性修正プログラム等の適用に当たっての動作検証用に、「こむねっとひろしま」と同等のテスト環境を用意し、同テスト環境でシステム全体への稼働に支障がないことを確認した上で本番環境に修正プログラムの適用を行うこと。

テスト環境のOSのライセンス、仮想環境ソフトウェアについても受託者が確保する。

テスト環境構築用の元データについては、本市が「こむねっとひろしま」仮想環境のバックアップデータを提供すること。

4 成果物

(1) 成果物の定義

運用・保守業務における成果物は、システム一式のほか、次に掲げるものとする。

成果物の作成に当たっては、作成途中の原稿等を、随時提出するなど、本市と協議をしながら受託者の責任において行うこと。

また、各成果物は、受託者が構成管理を行うこと。

なお、本市が承諾した場合に限り、成果物を統合又は分割することを可とする。

業務	成果物
委託業務実施計画書作成業務	委託業務実施計画書
問合せ対応業務	問合せ対応業務月次報告書
システム保守業務	システム保守業務報告書
システム障害対応業務	システム障害対応業務報告書
マニュアル等更新業務	システム運用管理マニュアル
	操作手順書
	かんたんマニュアル
	ホームページ作成マニュアル
	保守点検マニュアル
委託業務実施報告書作成業務	委託業務実施報告書
その他	議事録

(2) 納品形態

各成果物（ドキュメント）の納品形態は、次のとおりとする。

ア 「マニュアル等の更新」の成果物

- ・ 電子媒体（CD-R）1セットと紙媒体1セット（A4版、カラー印刷）を納品すること。
- ・ 電子データは、Microsoft社のWord形式もしくはPDF形式（PDFファイル内の文字検索が可能なもの）を作成し、提出すること。

イ その他業務の成果物

- ・ 電子媒体（CD-R）1セットと紙媒体1セットを納品すること。
ただし、紙での提供が困難なもの等については、本市と受託者が協議の上、納品形態を決定すること。
- ・ 電子データは、Microsoft社のWord、Excel、PowerPointのいずれかの形式又はPDF形式（PDFファイル内の文字検索が可能なもの）を作成し、提出すること。
- ・ 用紙サイズは原則としてA4とするが、必要に応じてA3の使用も可とする。ただし、A3を使用する場合は、見開きしやすいようA4と同じ大きさに折りたたむこと。

5 業務遂行上の留意点

(1) 業務の執行体制等

受託者は、業務の対象範囲及び作業期間等を考慮して、業務が適正かつ円滑に行える体制・要員を確保すること。また、受託者は、作業の進捗状況及び本市の要請により必要に応じて適宜、体制・要員の見直しを行うこと。

(2) 進捗状況の管理・報告

受託者は、適切に本業務の進捗状況を管理し、本市の要請に応じて、定期又は随時に作業進捗状況を報告すること。

(3) 費用負担

受託者は、本業務の実施に際して必要となる機器（本仕様により本市が提供することとしたものは除く。）及びソフトウェア等の調達・導入に関する作業等を行い、これらに要する費用は受託者において負担すること。

(4) 作業内容の変更

受託者は、業務の実施に当たって、本市が指示した作業内容の変更の必要が生じた場合には、あらかじめ本市の承認を得ること。

(5) 情報セキュリティ対策

業務の実施に当たっては、広島市情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守すること。成果物の作成に当たっては、コンピュータウイルス対策など十分なセキュリティ対策が施された環境で行うこと。

業務の従事者が本市の施設内で業務を実施する時は、名前札や身分証明書を着用させること。

本市は、受託者に対し、本市の情報の保護管理に関する実施状況を調査し、又は報告を求めることができるものとする。

(6) 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施に際し、事故が発生したときは、直ちに本市に連絡し、事故復旧のための処理について本市と協議すること。

(7) 協議

本仕様書に定めのない事項、業務の詳細な事項及び業務の進め方等について疑義が生じた場合は、本市・受託者いずれかの要請に応じて速やかに協議し、業務の完成精度・作業進捗に支障のないように実施すること。その際に必要となる協議資料・議事録については、原則として受託者が準備するとともに、協議後においては速やかに受託者が議事録を作成し、本市に提出すること。

また、受託者は、業務の実施に当たり、地域コミュニティの活性化に寄与し得る事項等がある場合は提案することとし、本市と協議した上で、実施可能なものについて、本業務内で対応すること。